



## 宮崎税務会計事務所

熊本市中央区新大江 1 丁目 1 5 番 4 号

TEL 096-366-2231

FAX 096-366-2236

Email : t-miyazaki@tax1988.jp

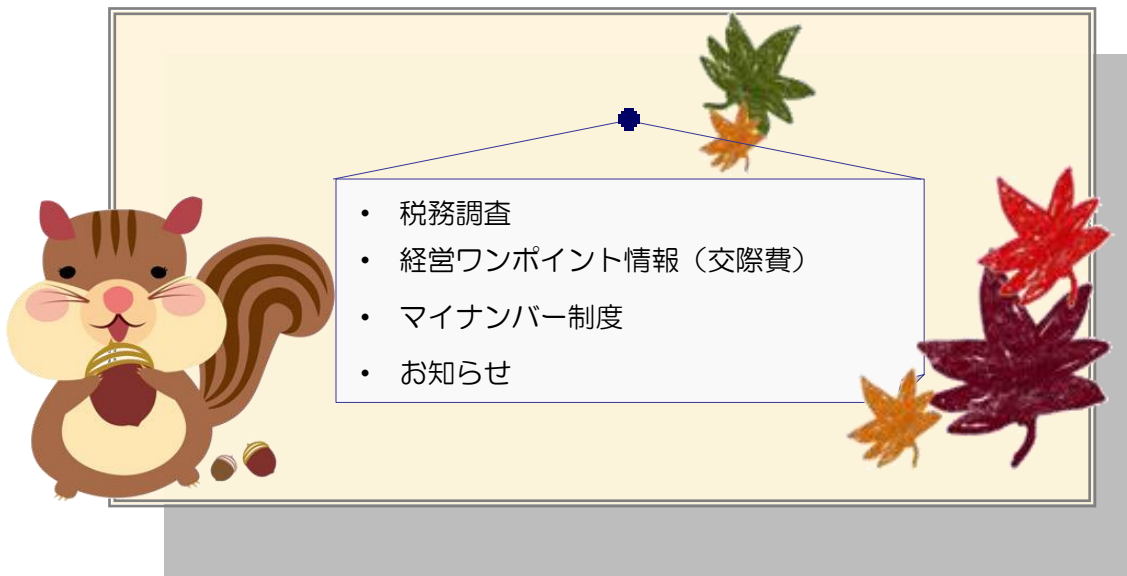
H P : <http://www.miyazaki-zeimu.com>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

大分涼しくなってきました。今年の夏は世界陸上が開催されましたが、陸上短距離では男女ともにジャマイカ勢に興奮させられました。またラグビーW杯では、日本が南アフリカに対して歴史的な勝利を挙げ、ラグビーブーム到来の予感がします。

さて、今回の TM 情報は、秋恒例の『税務調査の季節』ということで、税務調査関連の項目と揺れるマイナンバー問題について取り上げてみました。多少なりとも参考になれば幸いです。

敬具





## 秋は税務調査の季節です



今年も税務調査のシーズンが到来しました。いざというときに慌てないように、事前に心構えをしておきましょう。

### ～税務調査に際しての事前準備～

大抵の場合、税務署から調査の通知があり、準備期間を経て調査に入る、という流れになります。実地調査に入る前に、対象期間の書類を準備しておかなければなりません。

#### 準備書類チェックリスト（主要なもの）

- 総勘定元帳
- 受領した請求書および領収書
- 発行した請求書および領収書の控え
- 現金出納帳
- 預金通帳
- 賃金台帳および年末調整書類
- 棚卸明細表
- 出張手当等の経理規定
- 議事録
- その他重要だと思われる書類



### ～調査は世間話から始まっている！？～

調査官との会話はよくある世間話から始まっています。天候などの話題から入り、徐々に社長のプライベートであったり、社内の人間関係などを把握していきます。たとえば・・・

- ・妻は毎日家事で忙しい→妻に高額な役員報酬を支払っているのは変？
- ・〇〇県に別荘がある→経費にされている〇〇県の領収書は個人の費用？

余計な疑いがかかることを避けるために、事前に担当者としてしっかり打合せをしておきましょう。



## ～指摘事項～

真っ当な経理をしていたつもりでも、見解の違いによって指摘を受ける場合があります。たとえば以下のような場合です。

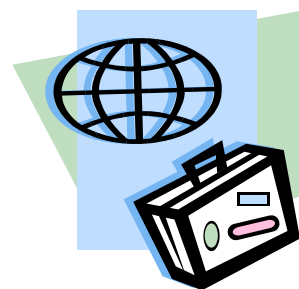
### ① 現物給与

会社で借り上げたアパートを、従業員に社宅として無償提供していたところ、調査官によって給与の支給と同等だと指摘されました。

※従業員に社宅を貸す場合、家賃を徴収しないと現物給与の支給とみなされることがあります。

現物給与とみなされると、住宅手当として現金を支給したことと同じ扱いになりますので、給与所得として所得税が課せられることとなります。つまり社員の実質的な手取金額が少なくなりますので注意しましょう。

一定の家賃を徴収しておけば問題ありませんので、社宅を貸す場合は事前に担当者としっかりと相談しておきましょう。



### ② 未払決算賞与

6月末決算の会社が、7月末支給の賞与を当期の費用に入れていましたが、賞与額決定通知書を見た調査官によって否認されました。

	賞与の種類	損金参入時期
原則	従業員賞与	その支払いをした日の属する事業年度
例外	就業規則等により定められる支給日が到来し損金経理している賞与 (支給額を通知している場合に限る)	下記いずれか遅い日の属する事業年度 ① 支給予定日 ② 通知をした日
	未払決算賞与 下記の要件を満たせば、通知した日の事業年度で処理することができます ① 全員に支給額を通知すること ② 通知した日の属する事業年度終了の翌日から1カ月以内に支払うこと ③ 通知した日の属する事業年度において損金処理をしていること	通知した日の属する事業年度

※賞与が当期の費用として認められるのは、従業員に通知した日が当該事業年度であることが必要です

対策として、

- すべての従業員に対して、決算賞与額の通知を事業年度末までに行う
- 従業員からは通知を受けたサインをもらう
- 決算賞与は、通知した日の属する事業年度終了の日の翌日から1カ月以内に支払う

ことを心がけましょう。



### ～修正申告～

調査の結果、指摘を受けると、修正申告を提出し追加の税金を払わなければなりません。修正申告書は一度提出すると、その後の不服申し立て等ではできませんので、納得の上提出しましょう。

### <加算税>

確定申告を	仮想隠蔽（悪質であるか）	加算税	内容	税率
期限内に提出している	×	過少申告加算税	追加税額が生じた場合に課税される附帯税	0～15%
	○	重加算税	隠蔽または偽装行為に対して課税される附帯税	35%
期限内に提出していない	×	無申告加算税	納付すべき税額があった場合に課税される附帯税	5～20%
	○	重加算税		40%

### <延滞税>

内容	延滞期間	税率
延滞税 法定納期限までに税金を納付しなかった場合に課税される附帯税	納期限～2ヶ月	2.8%
	2ヶ月～	9.1%

# 経営ワンポイント情報



## ☆生計を一にする親族への地代家賃の支払いは要注意！

個人で事業を営むような場合、親や兄弟などの親族から土地や建物を借りて事業を行っているケースは少なくありません。たとえば、親族と生活を共にしていた人が、新たに個人事業を始めるに当たり、その親族の所有するマンションの1室を居住用兼事務所として賃借し、事業開始以降にその親族に支払った家賃を事業所得の必要経費として認めてもらうことはできるのでしょうか。

このようなケースでは、事業を開始以降、その親族との生計が別になっているのであれば、その親族に支払った家賃のうち、その人の事業の用に供されている部分に係る家賃相当額は、その人の年分の事業所得の金額の計算上、必要経費にすることができます。また、その人と親族の生計が別である場合は、その親族は、その人からの家賃収入については、その全額についてその年分の不動産所得の総収入金額に算入することになります。

つまり、親族から土地や建物を借り受けて事業を行っている場合、その地代家賃が必要経費になるかどうかは、その親族と生計を一にしているかどうかにより判断します。生計を一にする配偶者その他の親族に支払う地代家賃などは必要経費として認めてもらうことはできず、逆に地代家賃を受け取った側も、その支払いはないものとして取り扱われるため、親族の所得として考えなくてもよいこととなります。

これは、土地や家屋に限らずその他の資産を借りた場合も同様です。ただし、たとえば子が生計を一にする父から業務の為に借りた土地・建物に課される固定資産税や、修繕費、減価償却費などの費用を子が払った場合は、子が営む業務の必要経費にすることができます。特に固定資産税相当額については、自分で負担していなくても、必要経費にすることができますので、留意しましょう。

このように、生計を一にしているのかしていないかで、その親族に支払う地代家賃の取り扱いは大きく変わります。こうした知識を活用して、個人事業所得の節税対策を考えてみましょう。なお、一緒に生活していない親族が全て「生計が別」にしていることにはならず、その親族に仕送りをしている場合などは、生計を一にしている親族とみなされて必要経費の対象外とされることもありますので注意しましょう。



## マイナンバー制度導入へ

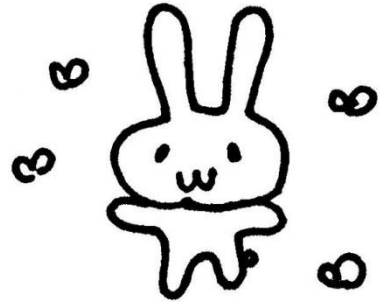
平成27年10月から、国民の一人一人にマイナンバーが通知されます。  
このマイナンバー、果たしてどのような場面で使用するのでしょうか？

### ■いつから？だれが？どのような場面で？

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要になります。

年金や雇用保険、税務署に提出する書類等に記載することを求められます。

例えば源泉徴収をしている企業では、手続き上マイナンバーが必要になりますので、予め従業員に確認しておかなければなりません。



マイナンバーは厳格な個人情報ですので、漏えいにも細心の注意を払わなければなりません。控えを保管しておく際には、必ずカギの付いたストレージに入れておくようにしましょう。

### ■セキュリティ対策

マイナンバーが流出した際には罰則が科せられます。中でも、故意に漏えいした場合には4年以下の懲役もしくは200万以下の罰金です。故意でなくとも、管理体制に問題があったと認められれば罰則が科されます。

いざ事が起こってからでは遅いので、決め事を作って対策しておくことが大事です。

- ① どの業務に必要なかを明確にしておく
- ② 取扱い担当者を決める
- ③ PCに入れる場合は、ファイアウォールやウイルス対策を
- ④ 特定個人情報の入ったPCの外部持ち出し禁止 etc

煩わしいことではありますが、自社を守るためにも対策は万全にしておきましょう。



## ■年末調整

税分野での利用は、所得税については平成28年分の申告書から、法人税については平成28年1月以降に開始する事業年度から、法定調書については平成28年1月以降の金銭等の支払いに係るものから、申請書等については平成28年1月以降に提出すべきものから、記載が必要になります。

さて、年末調整ですが、マイナンバーを入れた源泉徴収票は平成28年1月からの給与に対するものですので、今年の年末調整は関係ないと思われるでしょう。

しかし、です。

平成28年1月に在職している従業員が年末まで働いているとは限りません。1月や2月の間に退職し、その後、会社からは連絡が取れない状況になってしまったらどうなるでしょうか。平成29年1月に源泉徴収票や給与支払い報告書を作成する際に困るに違いありません。

つまり、平成27年の年末調整時に提出してもらう平成28年分扶養控除等申告書に、マイナンバーを記入してもらうのをオススメします。

# お知らせ

来所される方の駐車場につきましては、事務所前の 15番の駐車場をご利用ください。

